

お知らせ

受付期間は2月16日から3月15日
確定申告の準備はお済みですか？

申告書は自分で作成して、早めの提出と納税をお願いします

確定申告会場および受付期間
(土・日曜日を除く)

○佐賀税務署(佐賀第二合同庁舎)
☎ 32-17511

期間 2月16日(金)～3月15日(木)
ただし、2月18日・25日の日曜日は受付けます。

受付時間 9時～17時

○牛津町ショッピングプラザ・セリオ
(JR牛津駅付近)
受付日 2月27日(火)・28日(水)
受付時間 10時～16時

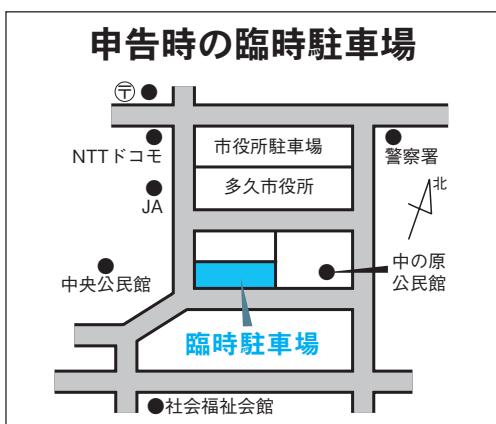
所得税の確定申告をしなければならない方

①昨年中の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方で、配当控除前の所得税の額が配当控除額を超える方

②サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方などです。

申告をすれば税金が還付される場合

①民間の金融機関や住宅金融公庫等から住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得したとき
②火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき
③病気や出産などで、多額の医療費を支払ったとき
④勤めを年の中途中でやめて、再就職をしていないとき



所得税の確定申告に関する相談に必要な主な書類

①税務署から送付された申告書をお持ちの方はその「申告書」
②給与収入がある方は「源泉徴収票」
③医療費控除を受ける方は「支払った医療費の領収書、明細書、保険など補てんされる金額の明細書」

- ④生命保険料の支払いがある方は「生命保険料控除証明書（一契約9,000円超のもの）」
⑤損害保険料の支払いがある方は「損害保険料控除証明書」
⑥国民年金保険料の支払いをした旨を証する書類」
⑦住宅借入金等特別控除を受ける方は「建物の登記事項証明書（登記簿謄（抄）本）」「住民票の写し」「売買契約書の写し」又は「請負契約書の写し」「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
敷地等の購入に係るローンについて控除を受ける場合は「敷地等の登記事項証明書（登記簿謄（抄）本）」「分譲に係る契約書の写し」「印鑑」

■問い合わせ
佐賀税務署
☎ 32-17511
多久市税務課
☎ 75-12126

どこでも申告・納税
e-Tax

www.nta.go.jp

確定申告 期限 3/15(木)まで 個人事業者の適用範囲・地方消費税
4/2(月)まで

この年はラクに済んじました。
さあ、あなたもネットで!

※「e-Tax」の利用料金は事務手数料が必要です。お手数に、お電話でご連絡ください。

お問い合わせ窓口
e-Tax専用窓口
佐賀県国税事務所
福岡府税・地区税課
福岡府税・地区税課・地区税課